

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月 4 日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社NSSK-J1
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号愛宕グリーンヒルズMORIタワー
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号愛宕グリーンヒルズMORIタワー
【電話番号】	03-5401-5600
【事務連絡者氏名】	パートナー 秋山 翔平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社NSSK-J1 (東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号愛宕グリーンヒルズMORIタワー) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社NSSK-J1をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ウィザスをいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 6) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が2025年6月10日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年6月13日、同月19日及び同月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である公開買付開始公告（2025年6月13日付及び同月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、公開買付者への出資ストラクチャーに変更があったこと及び記載事項の一部に誤記があったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付届出書の添付書類である出資証明書に変更がありましたので、当該出資証明書を差し替えるとともに、新たに出資証明書を添付書類とするものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

その他資金調達方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、サービス業を営む会社等に対する投資事業を主たる事業目的として、2025年4月1日に設立された株式会社であり、本書提出日現在においてその発行済株式の全てを株式会社NSSK-J2（以下「公開買付親会社」といいます。）が所有しております。公開買付親会社は、2025年4月1日に設立された株式会社であり、公開買付者の株式を所有することを主たる目的としており、その発行済株式の全てを、株式会社日本産業推進機構（以下「NSSK」といいます。）及びそのグループ会社（以下「NSSKグループ」といいます。）が管理し又はサービスを提供しているNSSK（United）Investment L.P.が所有しております。また、NSSK（United）Investment L.P.は、NSSKグループが管理し又はサービスを提供している日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.から本公開買付けに要する資金を調達し、公開買付者に対して出資することとしております。

なお、本書提出日現在、公開買付者、公開買付親会社、NSSK、NSSK（United）Investment L.P.、日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.（以下「公開買付者関係者」と総称します。）は、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を所有しておりません。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、サービス業を営む会社等に対する投資事業を主たる事業目的として、2025年4月1日に設立された株式会社であり、本書提出日現在においてその発行済株式の全てを株式会社NSSK-J2（以下「公開買付親会社」といいます。）が所有しております。公開買付親会社は、2025年4月1日に設立された株式会社であり、公開買付者の株式を所有することを主たる目的としており、その発行済株式の全てを、株式会社日本産業推進機構（以下「NSSK」といいます。）及びそのグループ会社（以下「NSSKグループ」といいます。）が管理し又はサービスを提供しているNSSK（United）Investment L.P.が所有しておりましたが、NSSK（United）Investment L.P.が、2025年7月4日付で、NSSK FC2 Ltd.（注）に対して、その所有する公開買付親会社の株式の全てを譲渡したことにより、公開買付親会社の発行済株式の全てをNSSK FC2 Ltd.が所有するに至っております。そして、NSSK（United）Investment L.P.は、NSSKグループが管理し又はサービスを提供している日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.から本公開買付けに要する資金を調達し、公開買付者に対して出資することとしております。

なお、本書提出日及び2025年7月4日現在、公開買付者、公開買付親会社、NSSK FC2 Ltd.、NSSK、NSSK（United）Investment L.P.、日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.（以下「公開買付者関係者」と総称します。）は、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権を所有しておりません。

（注）NSSK FC2 Ltd.は、公開買付親会社の株式を所有することを主たる目的として、2025年6月30日付で、ケイマン諸島法に基づき設立された法人であり、2025年7月4日現在、NSSK（United）Investment L.P.がその持分の全てを保有しております。

<後略>

8【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
公開買付親会社による公開買付者が処分する自己株式の引受けによる出資	14,707,000
計(d)	14,707,000

(注1) 公開買付者は、上記出資の裏付けとして、2025年6月9日付で、公開買付親会社より、公開買付者に対して14,707,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付親会社は、(1)2025年6月9日付で、NSSK (United) Investment L.P. (以下「NSSK Unitedファンド」といいます。)より、公開買付親会社に対して11,782,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、(2)2025年6月9日付で、三井住友ファイナンス&リース株式会社より、公開買付親会社に対して3,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。また、NSSK Unitedファンドは、(1)2025年6月9日付で、日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合(以下「NSSK 3号ファンド」といいます。)より、NSSK Unitedに対して4,588,197千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、(2)2025年6月9日付で、NSSK (INTL) Investment L.P. (以下「NSSK INTLファンド」といいます。)より、NSSK Unitedに対して7,193,802千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。

<後略>

(訂正後)

内容	金額(千円)
公開買付親会社による公開買付者が処分する自己株式の引受けによる出資	14,707,000
計(d)	14,707,000

(注1) 公開買付者は、上記出資の裏付けとして、2025年6月9日付で、公開買付親会社より、公開買付者に対して14,707,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付親会社は、(1)2025年7月4日付で、NSSK FC2 Ltd.より、公開買付親会社に対して11,782,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、(2)2025年6月9日付で、三井住友ファイナンス&リース株式会社より、公開買付親会社に対して3,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。また、NSSK FC2 Ltd.は、2025年7月4日付で、NSSK (United) Investment L.P. (以下「NSSK Unitedファンド」といいます。)より、NSSK FC2 Ltd.に対して11,782,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。加えて、NSSK Unitedファンドは、(1)2025年6月9日付で、日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合(以下「NSSK 3号ファンド」といいます。)より、NSSK Unitedに対して4,588,197千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、(2)2025年6月9日付で、NSSK (INTL) Investment L.P. (以下「NSSK INTLファンド」といいます。)より、NSSK Unitedに対して7,193,802千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ取得しております。但し、NSSK FC2 Ltd.は、上記の出資証明書に記載の資金提供額の全部又は一部について、金融機関からの融資により賄う可能性があります。

<後略>

公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年6月10日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

公開買付者は、サービス業を営む会社等に対する投資事業を主たる事業目的として、2025年4月1日に設立された株式会社であり、本公告日現在においてその発行済株式の全てを株式会社NSSK-J2（以下「公開買付親会社」といいます。）が所有しております。公開買付親会社は、2025年4月1日に設立された株式会社であり、公開買付者の株式を所有することを主たる目的としており、その発行済株式の全てを、株式会社日本産業推進機構（以下「NSSK」といいます。）及びそのグループ会社（以下「NSSKグループ」といいます。）が管理し又はサービスを提供しているNSSK（United）Investment L.P.が所有しております。また、NSSK（United）Investment L.P.は、NSSKグループが管理し又はサービスを提供している日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.から本公開買付けに要する資金を調達し、公開買付者に対して出資することとしております。なお、本公告日現在、公開買付者、公開買付親会社、NSSK、NSSK（United）Investment L.P.、日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.は、株式会社ウィザス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 公開買付けの内容」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「新株予約権」において定義します。以下同じです。）を所有しておりません。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、サービス業を営む会社等に対する投資事業を主たる事業目的として、2025年4月1日に設立された株式会社であり、本公告日現在においてその発行済株式の全てを株式会社NSSK-J2（以下「公開買付親会社」といいます。）が所有しております。公開買付親会社は、2025年4月1日に設立された株式会社であり、公開買付者の株式を所有することを主たる目的としており、その発行済株式の全てを、株式会社日本産業推進機構（以下「NSSK」といいます。）及びそのグループ会社（以下「NSSKグループ」といいます。）が管理し又はサービスを提供しているNSSK（United）Investment L.P.が所有しておりましたが、NSSK（United）Investment L.P.が、2025年7月4日付で、NSSK FC2 Ltd.（注）に対して、その所有する公開買付親会社の株式の全てを譲渡したことにより、公開買付親会社の発行済株式の全てをNSSK FC2 Ltd.が所有するに至っております。そして、NSSK（United）Investment L.P.は、NSSKグループが管理し又はサービスを提供している日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.から本公開買付けに要する資金を調達し、公開買付者に対して出資することとしております。なお、本公告日及び2025年7月4日現在、公開買付者、公開買付親会社、NSSK FC2 Ltd.、NSSK、NSSK（United）Investment L.P.、日本産業推進機構3号投資事業有限責任組合及びNSSK（INTL）Investment L.P.は、株式会社ウィザス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 公開買付けの内容」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「新株予約権」において定義します。以下同じです。）を所有しておりません。

（注） NSSK FC2 Ltd.は、公開買付親会社の株式を所有することを主たる目的として、2025年6月30日付で、ケイマン諸島法に基づき設立された法人であり、2025年7月4日現在、NSSK（United）Investment L.P.がその持分の全てを保有しております。

<後略>

(2) 出資証明書

2025年6月10日付公開買付届出書の添付資料である出資証明書に変更がありましたので、NSSK（United）Investment L.P.による出資証明書を差し替えるとともに、NSSK FC2 Ltd.による出資証明書を新たに添付いたします。